

指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の改正について(素案)

1 条例改正の経緯について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)により、障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする、地域の実情に合わせて、限られた福祉人材の有効活用

という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」が障害者総合支援法、介護保険法及び児童福祉法に位置づけられました。

運用内容は、障害福祉又は介護保険のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けやすくなるように設けたものであり、障害者総合支援法においては、「(共生型)居宅・日中系サービスの指定の特例」、介護保険法においては「共生型居宅サービス事業者の指定の特例」等を設けた内容となっています。

併せて、共生型障害福祉サービスの基準を定める「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が平成30年1月18日に公布され、平成30年4月1日に施行されました。

共生型障害福祉サービスの基準については、新設されていますので、「尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」に盛り込むため、平成31年3月31日までに条例を改正する必要があります。

2 基準の区分について

省令では「従うべき基準」、「標準とすべき基準」、「参酌すべき基準」に区分されています。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。 ・従業者に係る基準、員数・居室の床面積、人権に直結する運営基準等がこれに該当する。
標準とすべき基準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容される。 ・利用定員等がこれに該当する。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。 ・「従うべき基準」「標準とすべき基準」以外の基準がこれに該当する。

3 条例改正の考え方

省令に規定された共生型障害福祉サービスの基準を、本市の基準に盛り込みます。尼崎市独自基準は、現行どおりとします。

4 国の基準(省令)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)

5 尼崎市独自基準

共生型障害福祉サービスに関する基準のうち、尼崎市独自基準は次のとおりです。

<対象サービス> 共生型居宅介護、共生型重度訪問介護、共生型生活介護、共生型短期入所、共生型自立訓練(機能訓練)、共生型自立訓練(生活訓練)

尼崎市独自基準	制定理由	国(省令の規定)
記録の保存期間に関する規定		
市条例第3条第1項 省令の規定中、サービスを「提供した日」をサービスの「完結の日」とする。	保存を必要とする書類の業務が完了した日として統一するため。 他の障害福祉サービスについても同様に規定している。	(記録の整備)第42条、第75条、第170条の3 参酌すべき基準 利用者に対する提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。
人格尊重に関する規定		
市条例第3条第2項 利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ってサービスを提供しなければならない。	人格尊重について義務付ける必要があるため。 他の障害福祉サービスについても同様に規定している。	規定なし
暴力団排除の規定		
市条例第3条第3項、第4項 ・事業所の管理者は、暴力団員及び暴力団密接関係者であってはならない。 ・事業所の運営について、暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。	暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、暴力団等を利用することがないよう、暴力団等による参入や影響を排除することで、市民生活の安全と平穏を図るため。 他の障害福祉サービスについても同様に規定している。	規定なし

運営内容の評価結果の公表に関する規定		
<p>市条例第3条第5項 省令の規定による評価の結果を公表するよう努めなければならない。</p>	<p>評価結果の公表を促すことにより、サービスの質の向上等を図るため。 他の障害福祉サービスについても同様に規定している。</p>	<p>関連 (取扱方針)第24条、第57条 参酌すべき基準 その提供する各サービス事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>
研修に関する規定		
<p>市条例第3条第6項 研修の実施計画を事業所等の従業員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業員の計画的な育成に努める。</p>	<p>人材育成の一層の推進を図るため、省令の研修機会の確保義務に加え、具体的な取扱い指針を定めるため。 他の障害福祉サービスについても同様に規定している。</p>	<p>関連 (勤務体制の確保等)第33条、第68条 参酌すべき基準 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
虐待防止に関する規定		
<p>市条例第3条第7項 事業所等の従業員は、利用者に対し、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第7項各号に掲げる行為をしてはならない。</p>	<p>虐待防止法の趣旨を踏まえ、事業者の職員による虐待防止について義務付けるため。 他の障害福祉サービスについても同様に規定している。</p>	<p>関連 (運営規定)第31条、第89条、第123条 参酌すべき基準 事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ・虐待防止のための措置に関する事項。</p>
事故発生及び防止に関する規定		
<p>市条例第3条第8項 事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>省令では事故発生後の対応については義務規定はあるが、発生防止に関する規定がないため、事故発生時の対応だけでなく、事故防止及びその対応について規定するため。 他の障害福祉サービスについても同様に規定している。</p>	<p>関連 (事故発生時の対応)第40条 従うべき基準 事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。 3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>